令和5年度

事 業 概 要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染 症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における 食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに 基づいたと畜検査の実施に努めます。

目 次

甘力	理念
本名	八型河

第]	[章		食肉	す	生核	查	所	の材	既要	É	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
1		沿	革		•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2		組	織・	機	構			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3		検:	查月	「職	員面	己置	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4		名	古屋	計	と書	≨場	法	施彳	亍糸	貝田	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5		食	肉徫	5生	検査	ī所	長	委任	壬規	則	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
6		名	古屋	計	食肉	引衛	生	検3	 至 列	斤奴	L彩	S 規	見利	呈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
7		公	所長	·以	下什	ぐ決	規	程	(扨	支す	-v	١)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
8		職	員の)勤	務時	宇間	0	特例	列等	争に	- 関	りす	- 7	5規	見程	로(抜	す	٧١)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
9		特	殊茧	務	手当	៛規	則	(抜	す	い))	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
1	0	: ع	畜核	查	手数	女料	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
1	1	食	肉徫	5生	検査	ᇑ	(廷	建物) 斗	乙百	i区	(•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
1	2	検:	查闄	係	主要	を備	品	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
1	3	名	古屋	計	南音	ほと	畜	場、	Ħ	寸場	易旅	包割	ž0	り規	見棹	莫(主	な	設	備)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
1	4	食	肉徫	5生	検査	ᇑ	~	のろ	交通	鱼条	ŧμ	引逐		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
1	5	南	部市	ī場:	全区	₫ •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第2	2 章	<u>.</u>	ع	畜	栈	F	査												•															21
1			育検	査ℓ)概	要																												
	(1				查.		女•																											22
	(2	2)	الح	畜楨	查	の新	吉男	見に	基	づ	< ;	措	置	に	つ	い	て				•						•					•		22
	(3	3)	精	密楨	查								•			•	•				•						•					•		22
	(4	Į)	動	物月	三	薬品	品核	全			•						•				•			•							•			22
	(5	5)	そ	の他	<u>h</u> •			•					•					•			•	•	•		•	•		•	•	•				22
2		と音	育検	查頭	類																													
	(1	.)	月	別と	: 畜	検査	坚重	頁数	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		23
	(2	2)	الح	畜楨	查	頭數	女の)推	移	(平	立月	ķ 3	80	年	度	\sim	令	和	4	年	度)	•		•	•	•	•	•	•	•	•		23
	(3	3)	産	地別	1]と	畜核	全全	 	数		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3		と書	育検	査結	宇果	に碁	長~	づく	措	置																								
	(1	.)	ح	さっ)禁.	止、	角	军体	禁	止	及	び	廃	棄	件	数	(原	瓦	引另	[])	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	(2	2)	全	部虜	棄			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	(3	3)	:	部虜	죭			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
4	*	青笙	5検	查件	上数																													
	(1	.)	総	計•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	(2	2)	牛		•			•			•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		31

	(3)	子牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•		•	32
	(4)	豚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•		•	33
5	食品	品中の残留動物用医薬品検査結果								
	(1)	検査頭数及び検査項目数・・・・・・・・・・	•		•	•			•	34
	(2)	行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•			•	34
第3	音 :	衛生監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								35
邪 る 1		東土血が指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•			•	33
1	中 方 (1)	で				_				26
	(2)	微生物検査等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
		州部検証連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
0	(3)		•	• •	•	•	•	•	•	37
2		内食鳥処理施設における衛生指導等	_	 =						0.0
	(1)	食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数	-							
	(2)	食鳥処理施設の監視指導件数、区別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	(3)	認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別・・・・・								40
	(4)	微生物検査件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
3	輸	出食肉衛生証明書発行 ・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	• •	•	42
第4	章	講習会・研修・見学等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•		•	43
1	衛	生講習会、見学等の実施								
	(1)	衛生講習会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•			•	44
	(2)	見学者の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•			•	44
	(3)	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•			•	44
	(4)	衛生講習会、見学等実施回数及び参加者・・・・・・	•			•			•	44
2	イ・	ベント等における普及啓発活動 ・・・・・・・・・	•			•			•	44
3	研		•		•	•			•	45
第5	章	調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								46
1	研究	究発表抄録								
	(1)	豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事	列に	こつし	いて	-				47
	(2)	名古屋市南部市場に搬入された豚の動物用医薬品の	投事	支履		日 日 日	= -	書に	.関	
		する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_	•	•	•			50
2		完・発表一覧(平成 22 年度~令和 4 年度)・・・・・・								54

第1章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和 6 年 9 月 中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場 昭和 25 年 5 月 屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福

祉局の所管となる。 と畜検査員3名

昭和28年7月 組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部(その後民生局)に再編、 衛生局の所管となる。

昭和28年8月 屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。

昭和30年10月 愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜 場の検査を衛生局が担当する。

名古屋市と畜場 3名 小田井と畜場 2名 計5名

昭和37年4月 公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と 畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。

検査第一係 4名 検査第二係 4名 計8名

昭和40年3月 小田井と畜場改築

昭和40年6月 食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の3係 をおく。

> 所長(課長)1名 管理係2名 検査係6名 小田井検査係5名 計14名

昭和41年3月 食肉衛生検査所建物完成

昭和45年3月 増設工事完成(微生物室、その他)

昭和45年4月 管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し4係と なる。

所長(課長)1名 管理係4名 検査第一係3名 検査第二係9名

検査第三係(小田井と畜場) 5名

計 22 名

昭和46年4月 検査第一係4名となる。

計 23 名

昭和48年4月 検査第三係7名となる。

計 25 名

昭和49年4月 検査第二係10名となる。

昭和48年6月 小田井と畜場検査室改築完成

計 26 名

昭和59年4月 検査第一係5名となる。

計 27 名

昭和63年1月 増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)

平成 元年12月 庁舎改修工事完成

平成 3 年 3 月 庁舎改修(倉庫、車庫)

平成 3 年 4 月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業 務の開始

平成 5 年 11 月 广舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)

平成 6 年 4 月 主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1名

平成6年6月 小田井と畜場休場(平成8年3月廃止)

平成7年4月 検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり3係となる。

所長(課長)1名 主幹1名 管理係4名 檢查第一係5名

検査第二係 13 名 計 24 名

平成8年11月 庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)

平成 8 年 12 月 と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹1名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転	
	名古屋市南部と畜場でと畜検査を開始	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係6名(うち嘱託1名)、 検査第一係6名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係5名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係(指導管理係 6 名・検査係 18 名	
	(うち嘱託2名)) 1主査(監視指導・検査管理)となる。	
	健康牛の BSE 検査を廃止	
	市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。	計 26 名
平成 30 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化	
	(と畜場法改正)	
平成 31 年 4 月	嘱託(業務補助)1名増員	計 27 名
令和2年4月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行	
	指導管理係長の職種を主事から獣医師に変更	計 27 名
令和3年6月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化に伴い、外部	部検証を開始
令和5年4月	指導管理係7名となる。	計 28 名

2 組織·機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(令和5年4月1日現在)

区 分		と畜検査員	事務職員	と畜検査補助員	計
所 長		1	-	-	1
	係 長	1	-	-	
指導管理係	主 事	-	1	-	7
	獣医師	5	-	-	
主査(監視指 導・検査管理)	主査	1	ı	1	1
検査係	係長	1	ı	ı	16
快鱼床	獣医師	15	ı	ı	10
会計年度任用職員 (検査補助)		-	-	2	2
会計年度任用職員 (業務補助)		-	1	-	1
計		24	2	2	28

4 名古屋市と畜場法施行細則

昭和 59 年 4 月 1 日 規則第 63 号 最終改正令和 2 年規則第 123 号

(と畜場設置の許可申請)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書(第1号様式)に名古屋市保健衛生関係手数料条例(平成12年名古屋市条例第47号)に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(と畜場の変更及び廃止の届出)

- 第2条 法第4条第3項の規定による届出をしようとする者は、と畜場構造設備等変更届 (第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後5日以内にと畜場廃止届(第3 号様式)を市長に提出しなければならない。

(と畜場設置の許可を与えない場所)

- 第3条 法第5条第1項第3号に規定する場所は、次のとおりとする。
- (1) 低湿で排水が充分でない場所
- (2) 学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲から100メートル以内の場所(構造設備の状況により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものを除く。)
- (3) その他市長が特に公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 (と畜場の衛生保持)
- 第4条 と畜場の設置者又は管理者は、法第6条に規定するもののほか、と畜場内の汚染 防止その他公衆衛生の保持をはかるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 関係者以外の者をみだりにと畜場に出入りさせないこと。
- (2) 食肉運搬用器具及び車両は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に出入りさせないこと。
- (3) その他名古屋市食肉衛生検査所長(以下「食肉衛生検査所長」という。)が公衆衛生 上必要と認めて指示した事項

(衛生管理責任者及び作業衛生責任者の配置及び変更の届出)

第5条 法第7条第6項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による 届出をしようとする者は、衛生管理責任者・作業衛生責任者配置・変更届(第3号様式 の2)にと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号。以下「規則」という。)第5 条第2項に定める書類を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

- 第6条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、法第9条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 清潔な衣服及びゴム長靴を着用すること。

- (2) 肉刀類を常に清潔で衛生的な容器に入れておくこと。
- (3) その他食肉衛生検査所長が公衆衛生上必要と認めて指示した事項 (と畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請)
- 第7条 法第12条第1項の規定により、と畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の認可を受けようとする者又は認可を受けたと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額を変更しようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書(第4号様式)又はと畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。(自家用とさつの届出)
- 第8条 法第13条第1項第1号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届(第6号様式)にとさつしようとする獣畜の健康診断書を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(自家用とさつ解体について遵守すべき事項)

- 第9条 法第13条第1項第1号又はこれに係る同条第2項ただし書の規定により、と畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 獣畜のとさつ又は解体は、法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる場所その他公衆 衛生上危害を生ずるおそれがある場所で行わないこと。
- (2) 血液、内臓及び汚物は、埋却、焼却その他の方法により汚染防止の措置を講ずること。 (と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請)
- 第10条 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「令」という。)第4条第2号 の規定による許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書(第7号様式)を 市長に提出しなければならない。

(と畜検査の申請)

第11条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書(第8号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜場外への持出しの許可申請等)

- 第12条 令第5条第1項第1号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出 し許可申請書(第9号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
- 2 令第5条第1項第2号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し 許可申請書(第10号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
- 3 令第5条第1項第3号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出 し許可申請書(第11号様式)を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(検印及びと畜場番号)

- 第13条 令第9条の規定による検印の押印は、と畜検査員が行う。
- 2 規則様式第1号の規定によると畜場番号は、次のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
名古屋市南部と畜場	2

(書類の経由)

第14条 この規則により市長に提出すべき書類は、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

附 則(令和2年規則第123号) この規則は、令和2年12月1日から施行する。

5 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日 規則第 39 号 最終改正令和 5 年規則第 93 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、食 肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条による許可及び第6条第1項による変更の許可に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項、第7条第2項、第12 条第6項、第14条及び第17条第1項第4号による届出の受理に関すること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までによる 食鳥検査に関すること。
- (3)の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項による確認規程の 認定及び同条第2項による確認規程の変更の認定に関すること。
- (3)の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項による報告の受理に関すること。
- (3)の4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。
- (3)の5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第9項による指導及び助言に関すること。
- (3)の6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。
- (3)の7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。
- (3)の8 と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第14条による検査及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第5条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第16条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第18条第1項による施設の使用制限又は停止命令及び同条第2項によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又はとさつ若しくは解体を行うことの禁止に関するこ

と。

- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。
- (10) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第10条第2項による調査に関すること。

附 則(令和5年規則第93号)

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

6 名古屋市食肉衛生檢查所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日 達第 23 号 最終改正 令和 3 年達第 35 号

- 第1条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長 その他必要な職員を置く。
- 第2条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。
- 第3条 検査所に次の組織を置く。

指導管理係

主査 (1)

検査係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

指導管理係

- (1) 文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。
- (5) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主查(監視指導·検查管理)

- (1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 所長の指定する食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 所長の指定する食品表示に係る相談に関すること。
- (4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。

検査係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
- (4) 肉、内臓等の精密検査に関すること。
- (5) 所長の指定する移入肉等の検査に関すること。
- (6) 所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。
- (7) 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 3 係に係長を置く。
- 4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。
- 6 所長は、特別の必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。
- 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績 を健康部長に報告しなければならない。
 - 附 則(令和3年達第35号)

この達は、令和3年6月1日から施行する。

7 公所長以下代決規程(抜すい)

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号 最終改正 令和 5 年達第 36 号

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規定は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、係長及びこれらに相当する職にある者(以下「公所長等」という。)の責任及び代決権限を定めるものとする。

別表第2

健康福祉局	食肉衛生	1 と畜場法第5条第2項による処理する獣畜の種類
	検査所長	及び1日当たりの頭数の制限に関すること。
		2 と畜場法第8条(第10条第2項において準用する場
		合を含む。)による解任命令に関すること。

別表第2の2

健康福祉局	食品衛生検査	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴
	所、動物愛護		う通知に関すること。
	センター及び	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	食肉衛生検査	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の
	<u>所</u> の長		請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
	食品衛生検査	1	食品衛生法第59条(第68条第1項及び第3項におい
	所及び <u>食肉衛</u>		て準用する場合を含む。)による行政処分に関すること
	生検査所の長		(と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に
			係るものに限る。)。
		2	食品表示法第6条第1項及び第3項による指示並びに
			同条第5項及び第8項による命令に関すること(名古屋
			市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るもの(食品
			表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令
			第7条第1項の規定により市長の権限とされたもの(同
			項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の
			国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表
			示の事項として内閣府令で定めるものを除く。)に限
			る。)に限る。)。

8 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号 最終改正 令和 5 年達第 21 号

	課又は	職員		勤務時	間等				
局	公所等	の範囲	勤務 区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日			
			A	午前7時45分から 午後4時15分まで	45 分				
	食肉衛生 検 査 所		В	午前8時45分から 午後5時15分まで	45 分				
健康福祉局		全職員	全職員	全職員	全職員	С	午前7時45分から 午後4時30分まで	60 分	日曜日及び
(是) (日 正/1)									1.199
			Е	午前8時00分から 午後4時30分まで	45 分				
			F	午前9時00分から 午後5時30分まで	45 分				

9 特殊勤務手当規則(抜すい)

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号 最終改正 令和 5 年規則第 52 号

食肉衛生検査所関係分

勤務内容	勤務内容の細分	手	当			
33 43 13 14	20001 74 2780	金額	備考			
と畜場又は中央卸売	と畜検査員の業務	日額1,000円	1日につき3時間50分以			
市場南部市場におけ			上勤務の職員。3時間50			
る作業	と畜検査員の補助業務	日額 850円	分未満勤務の職員は半額			

10 と畜検査手数料等

(1) と畜検査関係

ア と畜検査手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円/頭	300 円/頭

イ と畜検査等証明手数料(名古屋市手数料条例)

1件当たり 300円

ウ と畜場使用料(名古屋市南部と畜場条例)

区分	牛	こ牛・豚
と畜場使用料(外税)	2,200円/頭	720 円/頭

エ とさつ解体料

区分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚(大貫)
とさつ解体料(外税)	4,500円/頭	5,500円/頭	1,000円/頭	2,200円/頭

(2) 食鳥検査関係

ア 食鳥処理事業許可申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 19,000円

イ 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 10,000円

ウ 食鳥検査手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1 羽 3 円

工 確認規程認定申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 5,500円

才 確認規程変更認定申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 2,300円

(3) 輸出証明関係

ア 輸出証明書発行手数料 (名古屋市保健衛生関係手数料条例)

1件当たり 870円

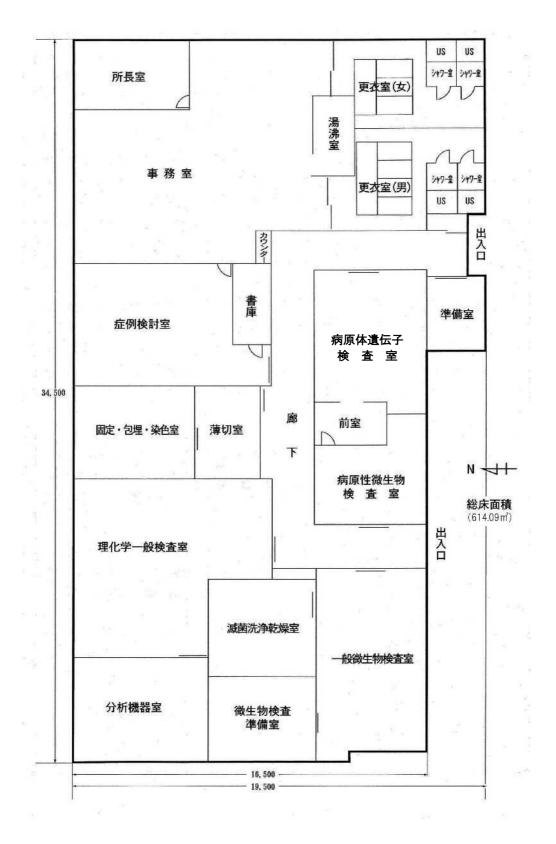
- イ 適合施設認定申請手数料(名古屋市保健衛生関係手数料条例)
- (ア)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第21条第1号に掲げる施設 認定農林水産物等の種類に係るもの

1件当たり 20,900円

(イ)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第21条第2号に掲げる施設 認定農林水産物等の種類に係るもの

1件当たり 10,400円

11 食肉衛生検査所(建物)平面図



12 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係				
電子てんびん	5	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1			
薬品用冷蔵庫	8	薬品用冷蔵庫	1	電子てんびん	2			
メディカルフリーザー	1	自動包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2			
煮沸消毒器	1	ミクロトーム	1	冷 蔵 · 冷 凍 庫	2			
オートクレーブ	3	凍結切片作製装置	1	恒温器	1			
乾 熱 滅 菌 器	1	パラフィン伸展器	1	自動血球計数装置	1			
乾燥器	1	パラフィン伸展バス	1	血清分析システム	1			
恒 温 器	5	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	純 水 製 造 装 置	2			
製氷機	1	実 体 顕 微 鏡	1	超 音 波 洗 浄 器	4			
ウォーターバス	5	顕 微 鏡 装 置	1	遠心機	1			
ストマッカー	1	カメラ	1	振 と う 器	1			
コロニーカウンター	1	ドラフトチャンバー	1	か く は ん 器	2			
光 学 顕 微 鏡	2	パラフィンブロック作製装置	1	分 注 器	7			
蛍 光 顕 微 鏡	1	顕微鏡ティーチング装置	1	ホモジナイザー	2			
遠心機	4			マニホールドキット	4			
か く は ん 器	4			ドライアスピレーター	1			
マイクロチューブミキサー	1			ロータリーエバポレーター	3			
分 注 器	2			ドラフトチャンバー	3			
リアルタイムPCR機器一式	2			高速液体クロマトグラフ	2			
P C R 機器一式	1			(紫外・可視検出器、蛍光検出器、				
ビーズ用マグネット	2			多波長検出器)				
最高最低温度計	1							
細 胞 破 砕 機	1							
マイクロプレートウォッシャー	1							
マイクロプレートリーダー	2							
アルミブロック恒温槽	5							
クリーンベンチ	2							
安全キャビネット	3							

13 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)

			施 設	概 要										
敷	地 面	積		60, 721 1	m²									
延	床 面	積		27, 059 m²										
本	館	棟		22, 830 m²										
処	理	棟		4, 229 m²										
			牛	<u>:</u>	豚									
係	留	所	係留能力 10	00 頭	840 頭(+大貫 30 頭)									
と	畜 解	体	最大処理数 10	00 頭/日	1,000頭/日									
冷	蔵	庫	枝肉冷却室収容頭数 20	00 頭	1,000頭									
せ	ŋ	室	90) 席	36 席									
部分	分肉加工加	记設	処理能力 15	50 頭/日	400 頭/日									
			設置室数 7 %	室	1室									
排	水 処	理	と畜解体の排水処理 1,	680 m³/目、	3 次方式									
焼	却 処	理	[焼却炉(200kg/時)+排	:ガス処理]×	2 系列									
脱	臭 設	備	本館棟 : (薬液洗浄+	活性炭)方式	式 処理風量 800 m³/分									
			処理棟 : (薬液洗浄+	活性炭)方式	式 処理風量 185 m³/分									
			活性炭方式		処理風量 600 m³/分									
洗	車	場	4 台分(10t 車×2 4t 車	$\mathbb{Z} \times 2)$										
車i	両消毒設	備	2ヶ所(生体搬入車両・一	般用)										

14 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

・名古屋高速 4 号東海線 (名古屋方面から) 船見 I C出口降りてすぐ

・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見 I Cから約10分

・名四国道 竜宮ICから約7分

・中部国際空港から 車で約40分(セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩 25 分

●市バス

・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所(名古屋市中央卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39(〒455-0027)

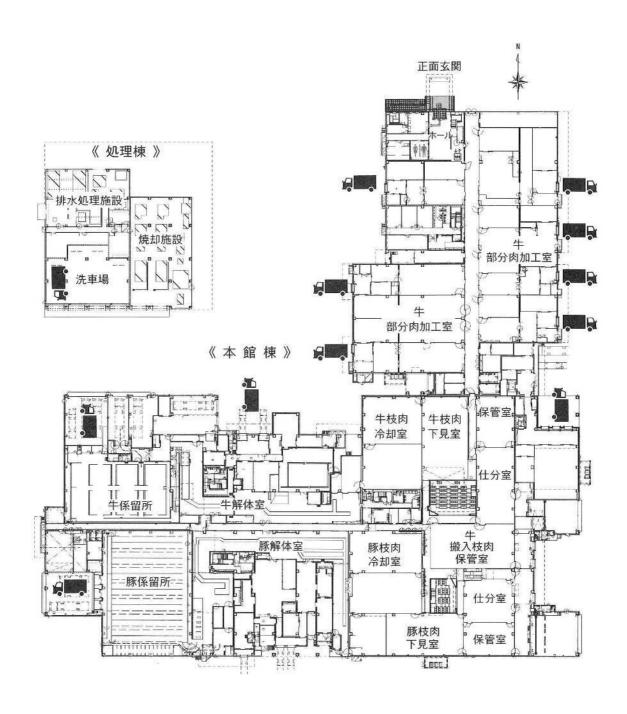
電 話 052-611-4929

FAX 052-611-7566

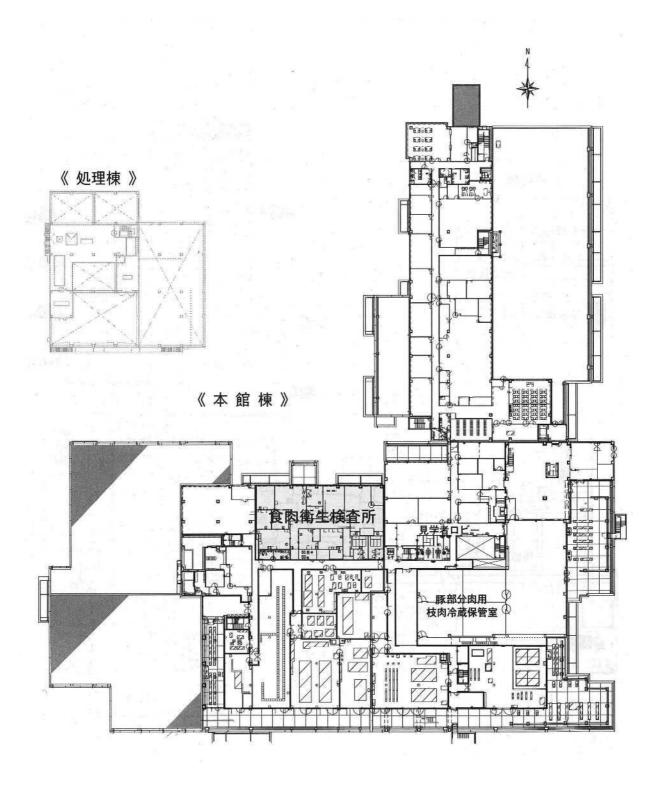
E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

H P http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-html

15 南部市場全図(名古屋市南部と畜場) 1階



南部市場全図(名古屋市南部と畜場)2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、207,636 頭で、前年度に比較して 121 頭の増であった。 畜種別内訳は、牛7,782 頭(前年度より 47 頭の増)、豚 199,850 頭(前年度より 77 頭の増)、子牛は4 頭(前年度より 3 頭の減)であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 全部廃棄・・・・113頭

(全部廃棄の内訳)

牛 (21 頭)・・・ 牛伝染性リンパ腫 5 頭、敗血症 2 頭、尿毒症 8 頭、 黄疸 1 頭、水腫 5 頭

子牛 (1頭)・・ 牛伝染性リンパ腫1頭

豚(91頭)・・・膿毒症39頭、敗血症42頭、尿毒症1頭、黄疸1頭、 水腫3頭、腫瘍4頭、炎症又は炎症産物による汚染1頭

イ 一部廃棄・・・・78,879 頭

総と畜検査頭数に占める一部廃棄頭数の割合は38.0%にあたり、「炎症又は炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の76.2%を占めている。

(3)精密検査

精密検査延頭数は、233 頭(牛170 頭、子牛4 頭、豚59 頭)であった。 検査項目別延件数は、5,947 件であり、そのうち敗血症のための検査が、2,698 件で45.4%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

(4)動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査頭数は、1,200頭(牛145頭、豚1,055頭)、検体数は3,591件(牛435件、豚3,156件)であった。検査項目数は4,997件であり、項目内訳は簡易検査法が3,590件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は1,407件であった。

(5) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上を図るため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施した。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した(牛2件、豚足9件、 牛原皮1件、豚原皮12件)。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位:頭)

	検査	⇒I		牛		フル	UZ:
月	日数	計	肉用種	乳用種	牛計	子牛	豚
計	242	207, 636	7, 145	637	7, 782	4	199, 850
4	20	15, 850	551	47	598	-	15, 252
5	21	17, 440	569	51	620	1	16, 819
6	21	15, 639	598	43	641	_	14, 998
7	20	15, 192	591	64	655	-	14, 537
8	21	15, 430	481	56	537	_	14, 893
9	19	16, 737	570	71	641		16, 096
1 0	21	18, 371	531	60	591	_	17, 780
1 1	21	19, 608	870	68	938	_	18, 670
1 2	20	18, 730	739	43	782	1	17, 947
1	20	18, 692	521	42	563	_	18, 129
2	18	17, 634	561	47	608	1	17, 025
3	20	18, 313	563	45	608	1	17, 704

(2) と畜検査頭数の推移(平成31年度~令和5年度)

(単位:頭)

年 度	31	R2	R3	R4	R5
牛	7, 362	7, 076	7, 048	7, 735	7, 782
子 牛	2	13	8	7	4
豚	172, 146	177, 447	194, 755	199, 773	199, 850

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位:頭)

出荷地	令和4年度	令和5年度	牛	子牛	豚
—— 総 計	207, 515	207, 636	7, 782	4	199, 850
北海道	87	115	115	_	-
岩手	147	77	77	_	-
宮城	9	11	11	_	-
秋田	156	145	145	_	-
茨城	48	36	36	_	-
栃木	11	-	-	-	-
富山	112	124	124	-	-
長野	488	446	236	_	210
岐阜	52, 900	55, 760	263	_	55, 497
静岡	1,894	3, 073	579	1	2, 493
愛知	142, 595	139, 891	5, 137	2	134, 752
三重	5, 539	4, 118	37	1	4, 080
滋賀	2, 365	2, 505	_	_	2, 505
京都	151	313	_	-	313
鳥取	108	_	_	_	-
島根	_	156	156	_	_
佐賀	3	_	_	_	-
長崎	13	6	6	_	_
熊本	_	1	1	_	_
宮崎	367	331	331	_	
鹿児島	522	528	528	_	-

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)

		畜種処金	分		令和	4年度		令和	5年度		2	‡		子牛		豚		
疾病		田怪之	· /	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄	禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄
廃	棄実	頭数		-	175	79, 407	_	113	78, 879	_	21	5, 008	_	1	3	_	91	73, 868
計			-	175	86, 354	_	113	86, 304	_	21	6, 403	-	1	3	-	91	79, 898	
	炭		そ	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-
	豚	丹	毒		-	_		_	_			_						-
	サルコ	E ネラ	症	-	-	_		_	_			_						_
細	結		核	-	_	_		_	_		_	_		_	_	_	_	_
細菌病	ブル	セラ	症	_	_	_		_	_		_	_		_	_	_	_	_
	破	傷	風	-	_	_	_	_	_	_		_	_			_		_
	放 線	菌	病	-	-	1	_	_	1	_	_	1		_	_	_	_	_
	そ	の	他	-	-	_	_	_	_	_		_				_		_
ウイルス・ リケッチア	豚		熱	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_	-
リクツナノ 病	そ	の	他	_	9	_	_	6	_	_	5	-	_	1	_	_	_	-
原虫病	トキソ	プラズマ	ァ症	-	-	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-
病	そ	の	他	_	-	_	-	_	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_
寄	のう	虫	病	-	-	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-	_	-
寄生虫病	ジス	トマ	病	-	-	-	-	-	-	-	 –	-	_	 –	_	-		-
病	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_	-	-	_	-
	膿	毒	症	-	68	_	-	39	_	-	_	_	_	_	_	-	39	_
	敗	<u>ш</u>	症	-	66	_	-	44	-	-	2	-	-	_	_	-	42	-
	尿	毒	症	_	5	_	_	9	_	_	8	_	_	_	_	_	1	_
	黄		疸	_	2	2	_	2	_	_	1	-	_	_	_	_	1	_
その	水		腫	_	23	714	_	8	951	_	5	310	_ 	_	_	_	3	641
他	腫		瘍	_	1	1	-	4	4	-	_	1	_	_	-	-	4	3
の疾病	中 毒		症	-	-	_	-	-	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_
773	炎症又は よ る	よ炎症産4 汚	勿に 染	-	1	66, 591	_ 	1	65, 799	_ 	_	3, 789	_ 	_	3	_ 	1	62, 007
	変性 乙	ス は 萎	縮		-	9, 962		_	9, 100		_	1, 007	_ 	_	_	_	_	8, 093
	伝達性	海綿状脈	当症	_	-	_		-	_		_	_	_ 	_	_	_	- 	_
	そ	0	他	_	-	9, 083	_	-	10, 449	_	_	1, 295	_	_		-	_	9, 154

(2)全部廃棄:全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを 廃棄する措置

全部廃棄理由

(単位:頭)

疾 病 名	牛	子牛	豚
敗 血 症	2	-	42
膿 毒 症	_	-	39
水 腫	5	-	3
腫瘍	_	_	4
炎 症 又 は 炎症産物による汚染	_	-	1
黄疸	1	_	1
尿 毒 症	8	_	1
牛伝染性リンパ腫	5	1	_
計	21	1	91

(3) 一部廃棄

一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎(1)	70	0	4, 195	4, 265
2	肝炎 (2)	2, 452	1	18, 726	21, 179
3	胆管炎 (3)	283	0	0	283
4	肝小葉壊死(4)	96	0	0	96
5	脂肪肝 (6)	23	0	357	380
6	肝富脈斑(7)	24	0	0	24
7	好酸球性小葉間静脈炎(8)	36	0	0	36
8	肝膿瘍(9)	184	0	35	219
9	肝硬変(10)	2	0	1	3
10	うっ血肝 (11)	2	0	24	26
11	肝臓腫瘍(13)	0	0	1	1
12	褪色肝(14)	174	0	6,600	6, 774
13	鋸屑肝(17)	232	0	0	232
14	胆管結石(20)	4	0	0	4
15	肝メラニン沈着(21)	1	0	0	1
16	寄生虫性肝炎(22)	0	0	2, 623	2, 623
17	心外膜炎(26)	55	0	4, 332	4, 387
18	心筋変性 (27)	7	0	18	25
19	心筋出血 (28)	50	0	224	274
20	心肥大 (29)	1	0	151	152
21	心奇形 (32)	1	0	0	1
22	心内膜炎(34)	1	0	0	1
23	心メラニン沈着 (36)	3	0	0	3
24	肺炎(37)	332	2	19	353
25	胸膜炎(38)	419	0	3, 698	4, 117
26	異物吸入肺(39)	37	0	0	37
27	血液吸入肺(40)	75	0	1, 487	1, 562
28	肺その他(41)	3	0	0	3
29	肺膿瘍 (42)	20	0	1, 323	1, 343
30	肺気腫(43)	229	0	44	273
31	豚流行性肺炎(MPS)(44)	0	0	12, 053	12, 053
32	胸膜肺炎 (へモ、APP) (45)	0	0	2, 364	2, 364

一部廃棄件数 (続き)

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
33	化膿性肺炎(46)	67	1	95	163
34	胃炎(47)	10	1	0	11
35	小腸炎(50)	177	0	0	177
36	腸炎(51)	32	0	14, 199	14, 231
37	大腸炎 (52)	29	0	0	29
38	胃腸炎 (53)	65	1	0	66
39	直腸周囲脂肪壊死(54)	155	0	0	155
40	腸間膜脂肪壊死(55)	134	0	0	134
41	腸間膜リンパ節乾酪壊死 (58)	0	0	52	52
42	腸気泡症(59)	0	0	34	34
43	ヘルニア (61)	0	0	1, 437	1, 437
44	増殖性腸炎(62)	0	0	494	494
45	横隔膜膿瘍[サガリ] (63)	5	0	0	5
46	横隔膜変性[サガリ] (64)	39	0	0	39
47	横隔膜炎[サガリ] (65)	244	0	0	244
48	横隔膜膿瘍(66)	64	0	213	277
49	横隔膜変性(67)	13	0	0	13
50	横隔膜炎(68)	93	1	2, 467	2, 561
51	腎炎(71)	150	0	580	730
52	腎周囲脂肪壊死(72)	122	0	0	122
53	腎膿瘍 (73)	7	0	17	24
54	腎変性(74)	11	0	196	207
55	腎結石 (75)	3	0	0	3
56	腎点状出血(76)	5	0	10	15
57	のう胞腎 (80)	5	0	2, 327	2, 332
58	萎縮腎 (81)	1	0	183	184
59	腎芽腫(82)	0	0	1	1
60	腹膜炎(84)	0	0	5, 876	5, 876
61	頭部膿瘍(86)	4	0	4	8
62	頭部放線菌症(87)	1	0	0	1
63	舌炎(88)	2	0	0	2
64	舌変性(89)	1	0	0	1
65	膀胱炎(96)	4	0	0	4

一部廃棄件数 (続き)

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
66	膀胱結石(97)	2	0	0	2
67	子宮蓄膿症(98)	12	0	1	13
68	子宮内膜炎(99)	1	0	0	1
69	乳房炎(100)	2	0	0	2
70	脾腫(101)	0	0	2	2
71	脾炎(102)	8	0	27	35
72	捻転脾(103)	0	0	5	5
73	筋肉膿瘍(117)	104	1	5, 755	5, 860
74	筋肉出血(118)	929	0	3, 556	4, 485
75	筋肉変性(119)	147	0	783	930
76	筋肉水腫(120)	310	0	641	951
77	関節炎(121)	3	1	433	437
78	骨折(122)	6	0	226	232
79	異所骨形成(123)	0	0	26	26
80	奇形(124)	0	0	1	1
81	筋炎(128)	1	0	0	1
82	脱臼(131)	0	0	7	7
83	脊椎膿瘍(143)	0	0	189	189
84	尾咬症(144)	0	0	6	6
85	鼻炎(145)	0	0	7	7
86	尾炎(146)	6	0	0	6

4 精密検査件数

(1)総計

	検査項目	延	病名	検	細「	菌 楨	查	原	病	理	検	査	理化	乙学村) 金	プリ 検	オン 査	その	延
`		検査	決定	査検	直垃	培業	同	虫	血液	細	組織	そ	血球	血	そ	工	そ	他	検 査
	病名	頭	頭	体	接鏡	養検		検	液検	胞	織検	0	検	清検・	0	ライ	0	の 検	件
総	名 数	数	数	数	検	査	定	查	查	診	查	他	査	查	他	ザ	他	查	数
		233	70	947	400	1, 168	1, 284	173	9	17	150	145	1,218		30	_		221	5, 947
病音	音の一般検査	150	_	150	300	_	_	150	_	-	_	_	1,050	975	_	_	_	_	2, 475
敗	血症	53	44	582	58	1, 160	1, 284	2	-	-	_	-	14	16	-	_	-	164	2, 698
膿	毒症	ı	١	-	ı	ı	ı	ı	ı	ı	_	ı	ı	I	ı	_	ı	ı	_
n	(敗血症型)	1	1	1	ı	-	ı	-	ı	-	1	ı	ı	I	1	1	ı	-	-
豚丹毒	(皮膚型)	_	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	_
11	(関節炎型)	1	1	8	-	8	-	-	-	-	-	1	-	_	-	-	1	-	8
トキ	・ ソプラズマ症	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
腫	瘍	4	2	52	2	-	-	1	2	6	61	49	7	5	-	-	1	-	133
牛伝	会性リンパ腫	6	6	78	12	ı	ı	6	6	7	63	70	42	39	1	-	1	27	272
白	血 病	2	2	29	ı	ı	ı	ı	1	4	26	26	ı	1	1	-	1	ı	57
黄	疸	3	2	7	2	ı	ı	1	ı	ı	-	1	7	8	3	-	1	3	24
尿	毒症	9	9	36	16	ı	ı	8	ı	ı	-	1	63	49	27	-	1	27	190
水	腫	5	5	5	10	ı	ı	5	ı	-	_	1	35	40	1	_	1	ı	90
炎	症	1	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-	1	ı	1	1	-	1	ı	-
変	性	1	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-	1	ı	1	1	-	1	ı	-
伝達	性海綿状脳症		-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-
萎;	縮性鼻炎		_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	_	-
サノ	レモネラ症		_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	_	-
そ	の他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)牛

	検査項目	延	病	検	細「	菌梢	食査	原	病	理	 検	査	理化	乙学村) 資 査	プリ		そ	延
\		検	名決	査	直	培	同	虫	血	細	組	そ	<u>ш</u> .	<u>ш</u> .	そ	検エ	査そ	の他	検
		査	定	検	接	養	1.3	検	液		織		球	清		ラ		の	查
	病名	頭	頭	体	鏡	検		1円	検	胞	検	0	検	検	0	イ	0	検	件
	名 \	数	数	数	検	査	定	査	査	診	査	他	査	査	他	ザ	他	査	数
総	数	170	21	285	340	44	181	169	5	10	77	65	1,183	1,097	26	-	-	60	3,257
病畜	の一般検査	147	-	147	294	-	-	147	-	-	-	-	1,029	951	-	-	-	-	2,421
敗	血症	2	2	24	6	44	181	2	_	-	-	-	14	16	-	-	-	7	270
膿	毒症	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-	ı	_	ı	ı	-	Ι	-	_
	(敗血症型)	_	_	_	_	-	-	-	_	-	-	ı	_	-	ı	_	1	-	_
豚 丹 毒	(皮膚型)	_	-	_	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-
	(関節炎型)	_	_	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-	-	_
トキン	ノプラズマ症	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	1	_	1	-	-
腫	瘍	1	_	13	2	-	-	1	_	3	23	12	7	5	-	_	_	_	53
牛伝	染性リンパ腫	Ì 5	5	59	10	-	-	5	5	7	54	53	35	31	_	-	-	27	227
白	血 病	-	_	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-
黄	疸	2	1	5	2	-	-	1	_	-	ı	ı	7	8	2	-	1	2	22
尿	毒症	8	8	32	16	-	-	8	_	-	1	ı	56	46	24	_	1	24	174
水	腫	5	5	5	10	-	_	5	-	_	_	-	35	40	-	_	_	_	90
炎	症	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	ı	_	-	ı	_	1	-	_
変	性	-	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	_	-	_	1	-	_
伝達付	性海綿状脳症	-	_	_	_	_	_	_	_	_	1	ı	_	-	ı	-	1	_	_
萎絲	宿性 鼻炎	_	-	_	-	-	-	-	_	-	ı	ı	_	-	ı	-	I	-	-
サル	/ モネラ症	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	-	-	_	ı	-	-
そ	の他	<u> </u>	_	_	_	-	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)子牛

	検査項目	延	病	横細菌検査			原	病	理	検	查	理化	2学) 企	プリ 検	オン 査	その	延	
`		検	名決	查	直	培	同	虫	血.	細	組	そ	<u>ш</u> .	血.	そ	工	そ	他	検
		查	定	検	接	養		検	液	胞	織	の	球	清	の	ラ、	の	0	查
	病名	頭数	頭数	体数	鏡検	検査	定	査	検査	診	検査	他	検査	検査	他	イザ	他	検査	件数
総	数	<u></u> 级	<u></u> 刻	22	/快 8	直.	上	<u>国</u> . 4	<u>国</u> .	-	9	17	28	32	11U -	<i>y</i> _	_ 10L	直.	99
									1										
病畜の一般検査		3	_	3	6	_	_	3	_	_	_	_	21	24	_	_	_	_	54
敗	血 症	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
膿	毒症	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
	(敗血症型)	-	-	-	_	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	_	-	-	-
豚丹	(皮膚型)	_	_	_	_	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	_	-	-	_
毒	(関節炎型)	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	-	_	-
トキン	ノプラズマ症	_	-	_	_	ı	Ι	-	-	-	_	-	Ι	-	-	_	-	-	-
腫	瘍	_		-	_	ı	I	ı	_	_	_	_	I	_	_	_	_	ı	_
牛伝	染性リンパ腫	1	1	19	2	-	-	1	1	-	9	17	7	8	-	_	-	ı	45
白	血病	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
黄	疸	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尿	毒 症	_	_	-	_	ı	ı	-	-	-	_	-	ı	-	-	_	-	ı	-
水	腫	_	_	-	_	ı	ı	-	-	-	_	-	ı	-	-	_	-	ı	-
炎	症	-	-	-	_	1	1	ı	-	_	_	_	1	-	_	_	_	ı	-
変	性	-	-	-	_	-	1	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_
伝達作	性海綿状脳症	-	-	-	_	-	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
萎絲	宿性 鼻炎	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	_	-	-
サル	⁄ モネラ症	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_
そ	の他	_	_	-	_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)豚

	検査項目	延	病名	検	細i	菌り	き査	原	病	理	検	查	理化	(学)	検査	プリ		その	延
`		検査	決	査検	直	培	同	虫	血	細	組	そ	<u>Í</u>	血	そ	検 エ	査	他	検 査
	病	頭	定頭	体	接鏡	養検		検	液検	胞	織検	の	球検	清検	の	ライ	0)	の検	件
	名	数	数	数	検	査	定	查	查	診	査	他	査	査	他	ザ	他	查	数
総	数	59	48	640	52	1, 124	1, 103	-	3	7	64	63	7	3	4	_	_	161	2, 591
病畜	の一般検査	_	-	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	-	-
敗	血 症	51	42	558	52	1, 116	1, 103	_	-	-	-	_	-	-	-	_	-	157	2, 428
膿	毒症	_	ı	l	-	_	ı	ı	_	ı	ı	_	ı	ı	_	ı	ı	I	-
II7:	(敗血症型)	-	ı	ı	-	_	ı	ı	_	ı	ı	_	ı	ı	_	ı	I	ı	-
豚丹毒	(皮膚型)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-
μ.	(関節炎型)	1	-	8	-	8	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	8
トキン	ノプラズマ症	-	-	-	-	_	1	-	_	-	-	_	-	-	_	-	ı	_	-
腫	瘍	3	2	39	-	_	1	-	2	3	38	37	-	-	_	-	ı	_	80
牛伝	染性リンパ腫	-	ı	1	_	_	1	ı	_	ı	ı	_	ı	-	_	1	1	1	-
白	血病	2	2	29	_	_	1	ı	1	4	26	26	ı	-	_	1	1	1	57
黄	疸	1	1	2	_	_	1	ı	_	ı	ı	_	ı	-	1	ı	1	1	2
尿	毒 症	1	1	4	_	_	1	ı	_	ı	ı	_	7	3	3	ı	ı	3	16
水	腫	ı	ı	I	_	_	1	l	_	ı	ı	_	ı	ı	_	ı	1	I	-
炎	症	ı	ı	_	-	_	-	-	_	-	-	_	_	-	_	-	ı	-	-
変	性	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
伝達作	性海綿状脳症	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	-
萎絲	宿性 鼻炎	_	-	-	-	_	_	_	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_
サル	⁄ モネラ症	_	-	-	-	_	_	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_
そ	の他	_	ı	_	-	_	-	-	_	-	_	_	_	-	_		ı	ı	_

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 食品中の残留動物用医薬品検査結果 (1)検査頭数及び検査項目数

(1) 快宜與쮫及 () 快宜 收日 級		総数	牛	豚
検 査 頭 数		1,200	145	1, 055
		3, 591	435	3, 156
		4, 997	698	4, 299
		3, 590	435	3, 155
		19	3	16
x + \(\frac{1}{2}\)	ン	2	- -	2
ク ロ ル テ ト ラ サ イ ク リ	ン	2	_	2
テトラ サイク リ	ン	2	_	2
ベンジルペニシリ	ン		_	
抗生物質 マール ボーフーローキーサーシー	ン	6	_	6
エンロフロキサシ	ン	6	_	6
ノ ル フ ロ キ サ シ	ン	6	_	6
ダノフロキサシ	ン	6	_	6
オルビフロキサシ	ン	6	_	6
エトパベー	<u>ر</u>	52	10	42
オルメトプリ	<u>-</u>	52	10	42
クロピドー	ル	52	10	42
スルファキノキサリ	ン	52	10	42
スルファクロルピリダジ	ン	52	10	42
ス ル フ ァ ジ ア ジ	ン	52	10	42
スルファジミジ	ン	52	10	42
スルファジメトキシ	ン	52	10	42
ス ル フ ァ チ ア ゾ ー	ル	52	10	42
合成抗菌剤 スルファドキシ	ン	52	10	42
スルファピリジ	ン	52	10	42
スルファベンズアミ	ド	52	10	42
スルファメトキサゾー	ル	52	10	42
スルファメトキシピリダジ	ン	52	10	42
スルファメラジ	ン	52	10	42
スルファモノメトキシ	ン	52	10	42
トリメトプリ	ム	52	10	42
ナ イ カ ル バ ジ	ン	52	10	42
殺菌剤 チ ア ベ ン ダ ゾ ー	ル	52	10	42
酢 酸 ト レ ン ボ ロ	ン	52	10	42
ホルモン剤 酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー	ル	52	10	42
アルベンダゾー	ル	52	10	42
オキシベンダゾー	ル	52	10	42
寄生虫駆除剤 クロサンテ	ル	52	10	42
ジ ク ラ ズ リ	ル	52	10	42
フ ル ベ ン ダ ゾ ー	ル	52	10	42

(2) 行政処分						(単位:頭)		
经 证 加入		事故音	音・保留畜	健康畜				
行政処分	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤		
食品衛生法による 廃棄	-	1	マルボフロキサシン	-	-	_		

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等

(1) 衛生監視指導実施状況

名古屋市南部と畜場に対し、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程に基づき、生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、関係各団体が衛生管理計画及び手順書を遵守した自主管理を適切に実施しているかを確認する等、外部検証を中心とした衛生監視を行った。

また南部市場内に併設された食肉処理施設・食肉販売施設等について、食肉や施設の衛生保持を喚起するため定期的に衛生監視を実施し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理について指導した。

ア と畜場の監視件数

(単位:件)

		係留所	11
	牛	と室	65
	7	内臓処理室	44
監視チェックリストを用いた監視		冷蔵庫	31
(オフライン監視)		係留所	11
	豚	と室	67
	が	内臓処理室	43
		冷蔵庫	32
記録確	14		
その他相談・指	導		4

以上に加え、現場検査を行うと畜検査員により、牛豚と室について始業前点検を週2回実施した(オンライン監視:計875件)。

イ 食肉処理施設等の監視件数

区 分	施設数	監視指導件数
食肉処理業	11	649
食肉販売業	4	73
その他	2	70

(2) 微生物検査等実施状況

外部検証の一環として、切除法により枝肉の表面(胸部)を剥ぎ取り、一般細菌数、 腸内細菌科菌群数及び食中毒起因菌の検査を実施した(5 検体/月)。

また、独自調査として、工程ごとの豚枝肉ふき取り検体及びと畜場施設・設備ふき取り検体の微生物検査を実施した。

その他、牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質(GFAP)の残留量調査を実施した。

ア 枝肉等の微生物検査件数

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	O 1 5 7	O 2 6	O 1 1 1	O 1 0 3	O 1 2 1	O 1 4 5	リステリア
総数	199	1, 142	178	183	135	135	135	60	60	60	60	60	60	16
牛枝肉	60	660	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	_
豚枝肉	105	430	100	105	75	75	75	_	_	_	_	_	_	-
施設・ 設備	34	52	18	18	_	_	_	_	_	_	_	_	_	16

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質 (GFAP) の残留量調査件数

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	40	80

(3) 外部検証連絡会議

と畜場の衛生監視、枝肉の微生物検査等の外部検証結果について、と畜場管理者、と 畜業者等の関係団体に伝達し、必要な改善を促すための HACCP 外部検証連絡会議を設置 し、12 回実施した。

2 市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数30万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

(1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

及局处理事業の		処理事業の施記		食
	食鳥処理	!場*注1		〈鳥処理
	生鳥から処理	とたいから処理	届出食肉販売業	理衛生管理者*注2
令和4年度総数	1	25	3	26
令和5年度総数	1	20	3	26
千 種	-	1	-	1
東	-	-	-	-
北	-	1	_	1
西	-	2	_	3
中村	-	5	1	6
中	-	3	1	4
昭 和	_	1	1	1
瑞穂	_	1	-	1
熱田	1	2	-	4
中 川	-	_	-	-
港	_	_	-	-
南	-	1	_	2
守 山	-	_	_	_
緑	-	_	_	_
名 東	_	3	_	3
天 白	_	_	_	_

注1:食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数を計上。

注2:食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数を計上。

(2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別

(単位:件)

				(+1
		食鳥処理場		
	総数	生鳥から処理	とたいから処理	届出食肉販売業
令和 4 年度 総数	36	7	29	2
令和5年度 総数	25	4	21	3
千 種	1	_	1	_
東	_	_	-	_
北	1	_	1	_
西	2	_	2	_
中 村	5	_	5	1
中	4	_	4	2
昭和	1	_	1	-
瑞穂	1	_	1	-
熱田	6	4	2	-
中川	_	_	_	_
港	_	_	_	_
南	1	_	1	_
守 山	_	_	_	_
緑	_	_	_	_
名 東	3	-	3	_
天 白	_	_	_	_

(3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

(3)配	70 4 776			<u> マンが生 前心 4人</u>			適合の理由		
	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	生体の 状況		表の	体壁内側 面の状況		J臓 犬況
	埋羽数	合羽数		廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓 部分 廃棄	内臓 全部 廃棄
令和 4 年度 合計	199, 633	195, 051	4, 582	918	428	1,730	384	805	317
令和 5 年度 合計	200, 356	195, 110	5, 246	927	346	2, 250	239	1, 179	305
千種	2, 926	2, 882	44		6	9	29	-	_
東	ı	ı	-	-	_	ı	Ī	ı	-
北	3, 010	3,010	-	-	-	ĺ	ı	ı	-
西	1, 429	1, 429	1	-	-	-	-	-	-
中村	42, 489	42, 477	12	-	_	1	1	8	2
中	1, 128	1, 128	-	_	-	_	_	_	_
昭和	-	-	_	П	_	_	_	-	_
瑞穂	1, 296	1, 296	-	-	-	-	_	-	_
熱田	142, 563	137, 378	5, 185	927	340	2, 235	209	1, 171	303
中川	-	-	-	-	-	-	-	-	_
港	-	-	_	-	_	-	-	-	_
南	2,800	2, 800	_	-	-	-	_	-	-
守山	-	-	_	-	-	-	_	-	_
緑	-	-	-	-	-	-	_	-	_
名東	2, 715	2, 710	5	-	-	5	_	-	-
天白	-	-	-	-	-	-	_	-	_

(4) 微生物検査件数

(4) ///.	工物模型			項目数内訳										
区分	検体数	項目数	一般細菌数	大腸菌	大腸菌群数	サルモ ネラ	カンヒ゜ロ ハ゛クター	黄色ブ ドウ球 菌	その他					
総数	28	144	28	28	28	28	28	2	2					
処理水	6	30	6	6	6	6	6	_	-					
拭き取り	20	100	20	20	20	20	20	-	-					
ささみ	2	14	2	2	2	2	2	2	2					
その他	_	_	-	_	_	_	-	_	-					

3 輸出食肉衛生証明書発行

中央卸売市場南部市場内において、輸出食肉処理の適合認定を取得している食肉処理施設に対し、申請に基づき輸出食肉衛生証明書を発行した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タイ	115 件 (15, 878. 3kg)	51 件 (10, 999. 4kg)	60 件 (10, 067. 4kg)
ベトナム	2件 (計 262.0kg)	1件 (計 180.0kg)	-
ミャンマー	3 件 (416. 9kg)	2件 (54.0kg)	-
マカオ	_	_	4件 (41.6kg)
合計	120 件 (16, 557. 2kg)	54 件 (11, 233. 4kg)	64 件 (10, 109. 0kg)

第4章 講習会·研修·見学等

1 衛生講習会、見学等の実施

(1) 衛生講習会の実施

作業衛生責任者講習会についてと畜業者の4名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を12日間(1月30日、2月6日、7日、14日、20日、21日、28日、3月5日、6日、12日、13日、19日)にわたり実施した。

(2) 見学者の受入

教育機関等の依頼に基づき見学者やインターンシップを受入れ、と畜検査や衛生 的なと畜作業についての説明を行い、食肉の衛生についての啓発を行った。

(3) その他

中央卸売市場南部市場が実施する夏休み親子見学会へ講師を派遣し、食肉の衛生についての啓発を行った。

(4) 衛生講習会、見学等実施回数及び参加者

区分	衛生講習会	見学等	その他	計
件数	12	10	3	25
参加人数	48	97	36	181

2 イベント等における普及啓発活動

愛知県名港花き地方卸売市場で10月29日(日)に開催されたイベントに参加し、 来場者に対しクイズの実施、パンフレットの配布等、食肉の衛生に関する普及啓発 等を行った。

3 研修

月日	内容	受講者
7月26日	高速液体クロマトグラフメンテナンス講習会	大泉
7月28日	FDSC 食品衛生精度管理セミナー	鬼頭・古澤
9月27~29日	HPLC&LC/MS 講習会	濱口
10月3日	初級定量トレーニングコース ルーチン分析	曽田
2月28~29日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能 講習	石原
3月15日	LCMS 講習会	古澤・曽田

第5章 調 查 研 究

(1) 豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について

全国食肉衛生検査所協議会 東海・北陸ブロック 第34回研修会

名古屋市食肉衛生検査所 〇大泉佑斗 曽田友和、古澤昌士 小林寛、林宏樹、濱口真帆 松本文美、横井伸行

はじめに

当所では、動物用医薬品の残留した食肉の流通を防止するために、病畜として搬入された個体やと畜検査により保留となったすべての牛及び豚に対して残留動物用医薬品検査を実施している。今回、病畜として搬入・と畜された肉豚1頭の筋肉及び腎臓から残留基準値を超えるマルボフロキサシンが検出され、食品衛生法に基づき廃棄処分とした事例があったので報告する。

材料及び試験方法

(1) 材料

令和5年4月に病畜として搬入された豚(月齢約6カ月、体重約40kg、性別雌)の筋肉(頸肉)及び腎臓。

(2) 方法

- ・ 畜水産食品中の残留抗菌性物質簡易検査法(改訂)[1](以下、簡易法という)
- ・畜水産食品中の残留抗菌性物質の分別推定法(改訂)[1](以下、分別推定法という) ※通知法に加え、サルファ剤・ニューキノロン系を推定するため、トリメトプリム 添加平板培地を追加したもの。
- ・LC/MS による動物用医薬品等の一斉試験法 I (畜水産物) [2]変法[3][4][5](以下、 ニューキノロン系一斉試験法という)

(3) 装置

高速液体クロマトグラフ (島津 Nexera シリーズ UV/RF システム)

成績

(1) 簡易法

結果は表1のとおり。簡易法により筋肉と腎臓において抗菌性物質の残留が推測

された。 表 1 簡易法結果※ 1

培地	BS	BM	ML	MH ※ 2	判定
筋(頸肉)	+	ı	ı	+	陽性
腎	ı	I	ı	+	陽性

※1 培地に使用した試験菌

Bacillus spizizenii ATCC 6633 (BS·MH) Bacillus cereus ATCC 11778 (BM) Kocuria rhizophila ATCC 9341 (ML)

※2 MH はサルファ剤検出用

トリメトプリム添加平板培地

(2) 分別推定法

結果は表2のとおり。これにより筋肉及び腎臓からニューキノロン系の薬剤の残留が推定された。参考に当所で目安としているニューキノロン系・サルファ剤の感受性パターンを表3に示した。

表	2	分	112	推	完	洪	結	果
1X	∠	7.1	נינג	71 Hz.	ᄯ	14	$^{\prime\prime}$	\sim

検体	試験溶液	BS	BM	ML	MH ※	判定
14.	A	++	ı	ı	++	
筋 (頸肉)	В	++	+	1	++	NQ系
(2XF 1)	С	ı	ı	1	ı	
	A	+	ı	ı	++	
腎	В	++	+	ı	++	NQ系
	С	ı	ı	ı	ı	

表3 NQ・SA 感受性パターン

試験溶液	BS	BM	ML	MH	判定
A	+	+	ı	++	NQ系
A	_	_	_	+	SA系

(-は阻止円直径12mm 未満、+は12mm 以上、阻止円の大きさ ++ > +)

(3) ニューキノロン系一斉試験法

結果は表 4 のとおり。試験により筋肉及び腎臓からマルボフロキサシンが検出され、どちらも残留基準値を超過した。

表 4 ニューキノロン系一斉試験法結果 ()内は基準値

薬剤名	マルボフロキサシン[ppm]	その他薬剤※
筋(頸肉)	1. 21 (0. 05)	検出しない
腎	3.0(0.1)	検出しない

*腎は妥当性試験未実施のため参考値

※ ノルフロギサシン シプロフロキサシン ダノフロキサシン エンロフロキサシン オルビフロキサシン

検査結果を受けての措置及び出荷者への対応

今回、基準値を超えるマルボフロキサシンが当該豚の筋肉から検出されたため、食品衛生法第59条第1項に基づき、豚肉を廃棄処分とした(内臓はと畜場法により全部廃棄)。

当所でと畜検査を行う際には、豚では直近2か月の投薬履歴を記録した、出荷豚投薬報告書の提出を求めている。今回、当該豚の生産農家から提出された出荷豚投薬報告書には、オキシテトラサイクリン散及びチアムリン散の使用履歴があり、どちらも休薬期間は守らえていたが、マルボフロキサシンは記載されていなかった。このため、当所からの電話による聞き取り調査と愛知県東部家畜保健衛生所による現地調査を実施したところ、生産農家はマルボフロキサシンの休薬期間を1日勘違いしていたこと、出荷豚投薬報告書の記入欄が足りないため休薬期間の守られているマルボフロキサシンは報告しなくてもいいと考え記入していなかったことが判明した。結果として、マルボフロキサシンの使用履歴があったにもかかわらず、未申告で、かつ休薬期間を守らずに出荷したこととなる。

なお、当所からの報告を受け、家畜保健衛生所は生産農家に対して、投薬記録と休薬期間の確認を徹底し、出荷時に休薬期間が守られていることを確認すること、並びに出荷豚 投薬報告書に2カ月以内の使用薬剤を漏れなく報告するよう指導が行われた。

考察及びまとめ

当所で実施する動物用医薬品の残留検査で陽性となる事例の多くは、病畜として申請された家畜であり、休薬期間を経てすぐに出荷されるケースも少なくない。病畜は排泄機能や代謝機能が低下していることが多く、休薬期間を守っていたとしても薬剤が体内に残留しやすいことが推測される。

出荷豚投薬報告書は、農家の薬剤管理が適正に行われているか確認する目的があるが、 適正に申告されない事例が散見される。今回検出されたマルボフロキサシンはニューキノ ロン系抗菌剤であり、一般的に第二選択薬として使用されることが多い。豚の病態が悪い 場合は、複数の薬剤が投与されていることもあり、また今回の事例のように申告されない ことも考慮し、より注意深く薬剤の残留を疑う必要がある。

当所では食肉の安全確保のため、それぞれの農家の使用頻度の多い薬剤を把握するとともに、農家に対しては出荷豚投薬報告書を確実に記入し、提出させることを根気強く継続して指導していく所存である。

引用文献

- [1] 平成 6 年 7 月 1 日付け衛乳第 107 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知 平成 6 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (1994)
- [2] 平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知 (別添)「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」
- [3]食品衛生検査指針 動物用医薬品·飼料添加物編 2003、厚生労働省監修(2003)
- [4] HPLC-FL によるキノロン剤試験法の検討 令和 2 年度 宮城県食肉衛生検査所
- [5]高速液体クロマトグラフによる畜産物中のエンロフロキサシン及びシプロフロキサシン試験法の検討 平成30年度 神奈川県食肉衛生検査所

(2) 名古屋市南部市場に搬入された豚の動物用医薬品の投薬歴報 告書に関する調査

令和 4 年度食品衛生業務報告会

名古屋市食肉衛生検査所 〇林 宏樹

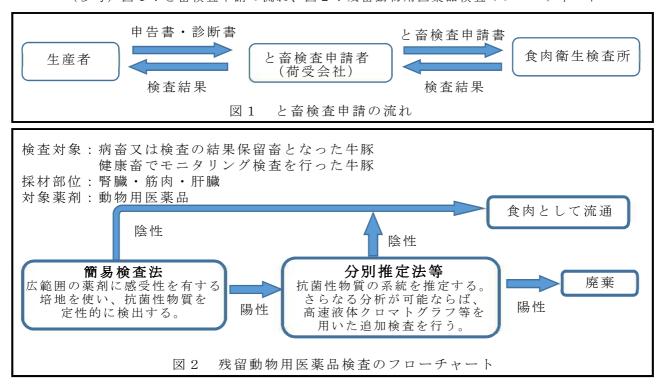
はじめに

当所では、動物用医薬品の残留した食肉の流通を防止するため、病畜として搬入または と畜検査で保留となった牛豚に対して、食品衛生法に基づき残留動物用医薬品検査(以下、 「検査」という。)を実施している。また、健康畜についても、厚生労働省の「畜水産食品 の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき検査を実施している。

と畜場法施行令及び施行規則では、と畜検査を申請する者に対し、2 か月以内の獣畜の病歴に関する情報や、動物用医薬品等の使用履歴(以下、「投薬歴」という。)を投薬歴報告書(以下、「報告書」という。)に記載して提出する、と定められている。報告書の適正な申告は、生産者の薬剤使用に関する意識を高め、出荷時における家畜の取違い等を未然に防止することや、検査の結果、陽性となった場合の迅速な原因究明を可能とし、枝肉の速やかな合否判定に役立つことから、生産者と検査機関の両方にとってメリットとなる。

しかし、報告書の未提出や投薬歴の誤記載など、薬剤使用の報告に対して意識の低い生産者が一部にみられる。また、今年度には、病畜として搬入・と畜された肉豚 1 頭の筋肉及び腎臓から残留基準を超えるマルボフロキサシンが検出され、食品衛生法に基づき廃棄処分となった事例があり、本件においても休薬期間の間違い等、投薬歴が正しく報告されていなかった。そこで今回、豚の生産者からの報告書の提出状況について調査を行ったため報告する。

(参考) 図1:と畜検査申請の流れ、図2:残留動物用医薬品検査のフローチャート



調査方法および結果

【1】報告書の提出に関する実態および結果

令和4年4月から令和5年8月までを調査期間 として、南部と畜場において豚のと畜申請を行う 生産者の報告書の提出の有無と、提出された場合 は投薬歴の報告の有無を調べた。(図3)

その結果、集計期間中に出荷実績のあった生産 者は 64 農家あり、そのうち 49 農家が報告書を提 出していた。また、報告書を提出した 49 農家のうち の 24 農家は、動物用医薬品の投薬歴の報告を行っていた。



図3 調査の流れ

【2】報告書の提出・記載内容に関する助言および指導

当所では、検査を実施して結果が陽性となった豚の生産者に対して、検出薬物の使用実態等の聞き取り調査を行い、報告書の提出や記載内容等について助言及び指導(以下、

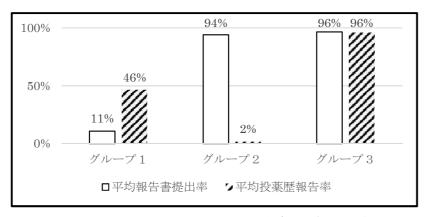
「指導」という。)を行っている。今回の調査期間中に、検査で陽性となった豚の生産者が 5 農家あった。このため指導を行ったところ、2 農家で投薬歴の報告が改善、3 農家は改善されなかった。

考察

【1】報告書の提出実態について

報告書の提出実態をより明確にするため、調査対象である 64 農家を、報告書提出率 (全出荷日数に対する報告書の提出割合)及び投薬歴報告率(報告書の提出日数に対する 投薬歴の報告割合)を基に 3 つのグループに分類した。(図 4)

また、調査期間中の総出荷頭数上位 10 農家及び下位 10 農家が属するグループを表 1 に示す。



【グループ1】 報告書提出率:50%未満 【グループ2】 報告書提出率:50%以上 投薬歴報告率:50%未満 【グループ3】 報告書提出率:50%以上 投薬歴報告率:50%以上

図4 生産者のグループ分類について

表 1 総出荷頭数における上位および下位 10 生産者

上位 1 () 生産者	下位 1 () 生産者
グループ	総出荷頭数	グループ	総出荷頭数
3	45, 245	1	274
1	27, 327	1	257
3	20, 496	1	249
2	20, 485	2	202
2	15, 258	1	167
2	14, 097	1	134
2	10, 576	1	71
2	6,856	1	71
2	6, 849	1	50
2	6, 420	1	30

①グループ1

グループ1は24農家で、うち15農家は一度も報告書の提出がない。

特徴として、総出荷頭数が少ない生産者が多く、また、南部と畜場に豚の出荷を始めて数年内の比較的新しい生産者も多く含まれる。さらに、投薬歴がある場合のみ報告書を提出している生産者もみられる。このため、投薬歴の有無に関わらず報告書の提出が必要であることを把握していないと推測され、今後、根気強く指導を行うことで報告率は改善につながると考える。

②グループ2

グループ 2 は 29 農家で、南部と畜場でと畜される豚の 50%はこのグループの生産者から出荷される。また、病畜・保留畜の 56%を占め、検査を行う豚の半数以上はこのグループに由来する。しかし、これらのうち 20 農家は一度も投薬歴の報告をしていない。このため、報告書提出率の平均は 94%と高いが、投薬歴報告率の平均については 2%と低い。確かに、出荷まで治療・投薬を行わない生産者もいるため、正しく報告を行っている生産者も存在する。しかし、これまで一度も投薬歴の報告がない生産者の豚が検査で陽性となった事例があり、聞き取りを行ったところ、生産者は投薬歴を記載する期間(出荷前2か月)を把握していなかった。このグループには、記載方法の誤りや習慣的に投薬歴を記入せず報告する生産者も散見されるため、出荷前2か月の間に使用した薬剤を確実に記載するよう指導する必要がある。

③グループ3

グループ3は11農家で、報告書提出率及び投薬歴報告率が平均95%である。

特徴として、生産者は過去から長期にわたって南部と畜場に豚を出荷しており、詳細な投薬歴を報告する生産者も見受けられる。しかし、投薬した薬剤種の記入漏れや、休薬期間を間違える生産者もあり、検査で陽性となり指導した5農家のうち3農家はこのグループであった。また、食品衛生法違反の事例もここに含まれる。このグループには、再発防止に向けて指導しながら、報告書の提出を継続させることが重要である。

【2】指導を行った結果について

集計期間中に5農家に対して指導した結果を表2に示す。

		生産者 A	生産者 B	生産者 C	生産者 D	生産者 E
グルーフ	プ分類	グループ 3	グループ 2	グループ 3	グループ 3	グループ 1
指導回数	R4 年度	1	2	1	1	0
	R5 年度	1	0	0	1	1
指導によ	る結果	改善	改善なし	改善なし	改善なし	改善

表 2 集計期間中の生産者への指導回数とその後の変化

当所からの指導により、報告書の提出及び投薬歴の提出改善が見られたのは、生産者 A と E であった。特に生産者 A は投薬歴を正確に報告するようになったが、その理由として、出荷した豚が食品衛生法違反となったこと、それに伴い家畜保健衛生所から飼養管理について厳重な指導を受けたこと等により改善が図られたと考えられる。

他の生産者で改善が見られなかった理由として、と畜申請は荷受会社が一括して行うため当所と生産者との接触は通常行われず、検査結果が陽性となった場合のみ、指導を行っていることが考えられる。現状、継続的な指導を行う体制ができておらず、家畜保健衛生所への情報提供も、飼養管理ができていないことが強く疑われる場合にとどまっている。今後、効果的な指導方法について検討する必要がある。

まとめ

当所では、投薬歴が正確に記載された報告書等の提出 100%を目指しており、今回の調査で日常業務では把握することができなかった各生産者の報告書の提出状況について明らかにすることができた。その中で、生産者の認識不足が、低い申告率や薬剤の適正使用に対する意識が高まらない一因である可能性が示唆された。今後、リーフレット等を用いた生産者の啓発や関係機関と協力しながら、生産者の薬剤使用に対する意識の底上げを図り、安全・安心な食肉の供給につなげていきたい。

2 研究・発表一覧(平成26年度~令和5年度)

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
26	豚の右肩部および頚部腫瘤	全食検協 第 68 回病理部会研修会	橋本 幸江
	豚の腎臓腫瘤	全食検協第69回病理部会研修会	佐橋 祐磨
	豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚 染状況調査	平成 26 年度食品衛生業務報告会	岩 賢
27	豚の全身性腫瘍	全食検協第70回病理部会研修会	日比野 拓己
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 Streptococcus suisの遺伝子型別及び病 原性関連遺伝子解析	愛知県獣医師会第 55 回学 術発表会	市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について	全食検協 第 34 回理化学部会研修会	井上 裕介
	管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み	全食検協 東海北陸ブロック研修会	丹羽 毅
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 Streptococcus suisの遺伝子型別及び病 原性関連遺伝子解析	獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	市川 隆
29	豚の胸部腫瘤	全食検協第74回病理研修会	前田 麻友子
	と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定 取得に向けた取り組みについて	平成 29 年度食品衛生業務報告会	山口 敏彦
	病理学的検査によるつくね中の異物の 同定について	獣医公衆衛生関係研修会	前田 麻友子
	名古屋市南部と畜場における残留動物 用医薬品等事例の現状と対策	獣医公衆衛生関係研修会	野田 千帆
	豚の全身性メラノーシスの 1 例	愛知県獣医師会第 56 回学術研究発表会	前田 麻友子

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
30	食品中の異物への病理組織学的検査の 活用	食品・動物業務事例研究 会	渡戸 欽也
	所管すると畜場における牛白血病の病 理学的及び疫学的調査からみた一考察	全食検協東海北陸ブロック研修会	佐橋 祐磨
	豚の眼の腫瘤	全食検協第75回病理研修会	渡戸 欽也
	5S 活動を活用したと畜検査の衛生管理 向上について	平成30年度食品衛生業務報告会	渡戸 欽也
	と畜検査における衛生標準作業手順 (SSOP)の導入について	愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会	渡戸 欽也
31	牛の心臓の腫瘤	全食検協 第 76 回病理研修会	渡戸 欽也
	所管すると畜場に搬入された牛におけ る牛白血病の浸潤調査からみた一考察	全食検協東海北陸ブロック研修会	佐橋 祐磨
	同上	獣医公衆衛生関係研修会	佐橋 祐磨
	低温殺菌法の危険性の検討について	令和元年度食品衛生業務 報告会	廣中 彩加
	豚の両側眼瞼に発生した形質細胞腫の 1例	日本獣医師会雑誌第 75 巻 第 3 号(2020)	渡戸 欽也
R2	牛の肝臓	全食検協 第 77 回病理研修会	渡戸 欽也
	管内と畜場に搬入された牛及び豚にお ける Escherichia albertii の保菌状況 調査	全食検協東海北陸ブロック研修会	冨山 満里奈
	牛の黒褐色腎	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	渡戸 欽也
	所管すると畜場に搬入された牛から検 出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの 遺伝子解析	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	佐橋 祐磨
	各種食器用洗剤における洗浄力及び除 菌効果の比較	令和2年度食品衛生業務 報告会	酒井 智美
	管内と畜場に搬入された牛及び豚にお ける Escherichia albertii の保菌状況 調査	令和2年度食肉及び食鳥 肉衛生研究発表会	冨山 満里奈

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
R3	東海地方の家畜からの Escherichia	日本獣医師会雑誌第75巻	冨山 満里奈
	albertii 分離と性状解析	第 5 号(2021)	
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及	令和3年度食品衛生業務	小林 寛
	び豚の動物用医薬品の使用実態と検査	報告会	
	状況について		
	同上	<i>要如</i> 用從医证人 类 FO 同 类	.l. ++- · · œ
		愛知県獣医師会第 59 回学術研究発表会	小林 寛
R4	と畜場に搬入される豚のメチシリン耐	全食検協	武藤 裕太郎
11/4	性黄色ブドウ球菌(MRSA)の保有状	主及後端 東海北陸ブロック研修会	10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0
	況及び性状解析調査	八時心座グークグが砂ム	
	D024 0 12 1/4/1 1/1 1/4/12 12		
	同上	 愛知県公衆衛生研究会	武藤 裕太郎
	名古屋市南部と畜場における外部検証	令和 4 年度食品衛生業務	市川 美保
	の実施状況	報告会	
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及	全食検協	小林 寛
	び豚の動物用医薬品の使用実態と検査	東海北陸ブロック研修会	
	状況について	A A IA IA	1 5
R5	豚枝肉においてマルボフロキサシンが	全食検協	大泉 佑斗
	陽性になった事例について	東海北陸ブロック研修会	
	同上	 令和 5 年度食肉及び食鳥	大泉 佑斗
	Pro	肉衛生研究発表会	
		1 1 m 91 / u / u 4 A	
	 名古屋市南部市場に搬入された豚の動	 令和 5 年度食品衛生業務	林宏樹
	物用医薬品の投薬歴報告書に関する調	報告会	
	查		